

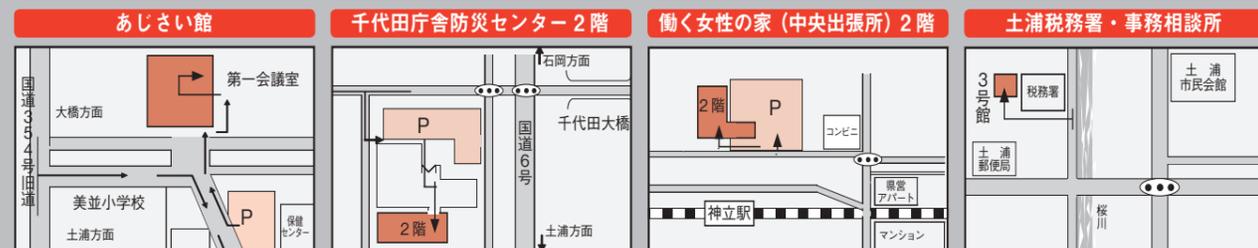
市内の相談会場と対象者

◆各会場の開錠は8:00です。◆午前中の受付が80人になり次第午後の受付を開始します。

会場および時間	あじさい館第一会議室		千代田庁舎防災センター2階会議室	働く女性の家2階研修室
	9:00～11:30	13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00
平成23年				
2月14日(月)				還付申告
2月15日(火)				
2月16日(水)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		市内全地区
2月17日(木)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町		
2月18日(金)	柏崎上宿、小常、田端、出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮		
2月20日(日)				
2月21日(月)	赤塚東、赤塚西、松本、島ノ内	崎浜、加茂団地、平川、御殿		
2月22日(火)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿		七会地区
2月23日(水)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、教職員住宅、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地、筑見		
2月24日(木)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内		下稲吉・稲吉地区
2月25日(金)	幕田、南根本、大成、牧ノ内第二	大和田第一、第二、第三、第四、サンシャインつくば		
2月27日(日)	市内全地区	市内全地区		市内全地区
2月28日(月)	房中、上高谷2、上高谷3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、緑ヶ丘、霞台		志筑地区
3月1日(火)	有河、牛渡下郷、牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、松崎、心道学園		
3月2日(水)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町、上軽部、東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、巽台、酒井住宅、原巻		
3月3日(木)	天王町、金川、荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、ピン天神、かんだつ住宅		稲吉東、稲吉南、角来地区
3月4日(金)	新生、神立開拓、共栄、大和、希望ヶ丘	三見が-ト、鹿ノ山一、鹿ノ山二、鹿ノ山三、東宝ランド、南野		
3月7日(月)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿	坂有河、西方、折越、志戸崎西一、志戸崎西二		新治地区
3月8日(火)	志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、北前原、後路		
3月9日(水)	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞		
3月10日(木)～3月15日(火)(土日を除く)		市内全地区		市内全地区

■ 問い合わせ先：税務課市民税係 ☎ 0299-59-2111/029-897-1111 内線 1128～1130

申告会場 案内図



税 申告相談をご利用ください

2月14日(月)～3月15日(火)

申告相談の日程と場所は次ページを参照ください。
個人事業者の消費税や地方消費税は3月31日(木)が申告・納付の期限となります。

申告は税額を算出する目的と併せて、所得証明書・非課税証明書の交付などに必要です。
期間内に必ず申告をしましょう。



■ 問い合わせ先

● 市税に関すること

市税務課 ☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111
内線 1128・1129・1130

● 所得税に関すること 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

◆ 対象者

- 給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市へ提出されている方
- 主たる給与のほかに収入のある方
- 農業、営業、不動産利子、配当、年金、雑、一時、譲渡などの所得や、原稿料、講演料などの収入があった方(農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。また、出荷しなくても収穫があった場合は、農業所得となります。)
- 収入はないが、誰の扶養にもなっていない方
- ※扶養になつていない方でも、申告者が市外に居住されている場合(単身赴任など)は申告が必要です。

◆ 申告に必要なもの

- 申告の内容に応じてさまざまですが、印鑑と「所得」、「所得控除」に関する証明書が必要です。具体的には次のようなものです。
 - 給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - 市内に住民票のない家族を扶養する場合、対象者の住所・氏名・生年月日
 - 平成22年中に支払った国民年金保険料控除証明書・生命保険料・損害保険料控除証明書
 - 事業所得、農業所得、不動産所得などの「収支内訳書」
 - ※経費とする固定資産税額は、固定資産税領収書や課税明細書をご参照ください。
 - 医療費控除を受ける方は医療費の明細書
 - ※領収書の日付が平成22年1月1日から平成22年12月31日までのもので、受診者別・病院別に集計してください。保険金による補てん金がある場合は、記入してください。
 - 還付の場合は、本人名義口座の金融機関名と口座番号
 - 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、家屋(土地)も取得した方は土地も)の登記簿謄本・住民票・請負(売買)契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書。増改築の場合は、建築確認済証の写し、または増改築等工事証明書。長期優良住宅の場合は、

◆ 申告方法

- 確定申告は、各相談会場で提出することができますが、相談会場は大変混雑しています。自分で作成できる方は、次の方法で提出することができます。
 - 郵送で提出する場合
 - 自分で確定申告書に必要事項を記載して完成できた場合は、郵送などで税務署へ提出できます。また「国税庁ホームページ」(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」を利用し、プリンタで印刷したものを源泉徴収票等の必要書類を添付して税務署に郵送などで提出できます。
 - 電子申告で申請する場合
 - 電子証明書付の住民基本台帳カードとICカードリーダーを準備し、事前に登録します。詳しくは、e-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

市外の相談会場と対象者

土浦税務署の 住宅取得控除説明会	税理士会 土浦支部の 所得税還付申告相談
【対象者】 年末調整済の給与所得者で、平成 22 年中に新規に住宅を取得などし、住宅借入金等特別控除を受けられる方 【期間】 2月1日(火)～2月4日(金) 【受付時間】 10:00～10:30、13:30～14:00 【説明時間】 10:30～12:00、14:00～15:30 【場所】 イーアスつくばイーアスホール	【対象者】 ・給与所得者で医療費控除などを受けられる方 ・中途退職した方などで、給与所得の年末調整がお済みでない方 ・所得が公的年金等にかかる雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方 【会場① 期間】 2月1日(火)～2月22日(火) 土日祝日を除く 【受付時間】 9:15～11:00、 13:00～15:00 【場所】 つくば市役所 2階研修室 1 (つくば市苅間 2530-2)
土浦税務署での 申告相談	
【対象者】 すべての対象者 【期間】 2月16日(水)～3月15日(火) ただし、年末調整が済んでいない方や医療費控除、住宅借入金等特別控除などで還付申告の対象となる方などは、16日以前に提出することができません。 なお、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(木)まで。基本的に土日祝日を除きますが、2月20日と2月27日の日曜日に限り、申告や納付の相談を行います。(現金納付窓口業務は行われません) 【相談時間】 9:00～17:00 混雑時には相談時間終了前に受付を終了することがあります。 【場所】 土浦税務署 3号館会議室 (土浦市城北町 4-15)	【会場② 期間】 2月2日(水)～2月10日(木) 土日祝日を除く 【受付時間】 9:15～11:00、 13:00～15:00 【場所】 税理士会税務相談所 (土浦市東真鍋 2-5 土浦市民会館となり)

いずれの問い合わせも
土浦税務署申告案内窓口
☎ 029-822-1100

※所得税、消費税および贈与税の申告相談は、自動音声案内で「0」番を選択してください。

税務課からの お願い

★地区割の指定日に都合が悪い方は、申告期間内の都合の良い日、場所で申告してください。また、各会場は大変混雑が予想されますので、

時間に余裕を持ってご来場ください。
★申告期間中、税務課窓口での申告受付は行っていません。
★申告書を自分で記入(計算)できる方は記入した申告書を土浦税務署に郵送するか、市の申告会場に提出してください。

★還付申告は、2月14日以前でも土浦税務署で受け付けていますので早めの申告を心掛けましょう。
★青色申告・過年度申告・消費税・贈与税・相続税・譲渡所得(株・不動産などを売った所得)・先物取引等・雑損控除(盗難・災害による損失)・外国人の方など高度な判断

を要する確定申告は、税務署で申告をお願いします。
★市では、市・県民税の申告書、各種収支内訳書(農業・一般・不動産)は送付しませんので、自主申告をされる方は、市役所各庁舎・各出張所の窓口でお受け取りください。

今年の申告の 主な注意点

①「寄附金控除」(所得から引ける控除)の引き上げ

適用下限額が2000円(従来は5000円)に引き下げられたため、2000円超の寄附から「寄附金控除」(所得控除)を受けることができるようになりました。

②「政党等寄附金特別控除」(税額から引ける控除)の引き上げ
政治活動への寄附をしたときの「政党等寄附金特別控除」(税額控除)の適用下限額も2000円(従来は5000円)に引き下げられました。2000円超の寄附から税額控除を受けることができますようになり、控除額も従来に比べて大きくなりました。